



2024年5月16日

各 位

会社名 株式会社 RYODEN
代表者名 取締役社長 富澤 克行
(コード番号 8084 東証プライム)
問合せ先 総務部長 岡村 幸三郎
(TEL 03-5396-6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の第84回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化に対応するため、目的事項を追加します。
- (2) コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、当社は監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除・重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2024年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年6月25日（予定）

(新設)	②当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。
(取締役の選任) 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(取締役の選任) 第19条 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(役付取締役及び代表取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</u> ②当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。	(役付取締役及び代表取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> 又は <u>執行役員から社長1名を選定する。また必要に応じ、取締役から会長1名を選定することができる。</u> ②当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> から代表取締役を選定する。
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条</u>

	<u>第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(執行役員) 第26条 (条文省略) ②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を執行させる。 ③取締役会は、その決議によって副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を選定することができる。	(執行役員) 第27条 (現行どおり) ②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を執行させる。 <u>なお、執行役員は取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> が兼務することができる。 ③取締役会は、その決議によって <u>執行役員から副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員</u> を選定することができる。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役及び監査役会の設置) 第27条 当社は監査役及び監査役会を置く。	(削除)
(監査役の数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第29条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤	(削除)

の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	(削除)
(監査役の責任限定) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(削除)
(新設)	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(会計監査人の設置) 第34条 当社は会計監査人を置く。	(削除)
第35条 ~ 第39条 (条文省略)	第33条 ~ 第37条 (現行どおり)

以上